

平成30年11月12日制定
令和3年6月10日改正
令和5年4月1日改正

かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

かすみがうら市農業委員会
会長 中山峰雄

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地利用の最適化の推進」の取り組みが必須業務として位置づけられた。

かすみがうら市における農地の状況は、低地の水田では水稻、レンコンの栽培が盛んであり、台地の畑地では果樹、露地野菜が栽培されている。

しかし、近年の社会情勢・農業情勢等の変化に伴い、農業従事者の高齢化や離農による遊休農地の発生・拡大が懸念されている。このことから農業基盤の整備、遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方、認定農業者や営農集団等の担い手の育成に取り組み、守るべき農地を明確にし、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）（人・農地プラン）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

こうした状況を踏まえ、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「法」第7条第1項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、かすみがうら市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する茨城県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定するかすみがうら市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等につ

いて」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積 (A) | 遊休農地面積 (B) | 遊休農地面積の割合 (B/A) |
|--------------------|-------------|------------|-----------------|
| 現 状 (令和5年4月) | 5,486 ha | 388 ha | 7.1% |
| 3年後の目標 (令和8年4月) | 5,286 ha | 284 ha | 5.4% |
| 目 標 (令和13年4月) | 4,969 ha | 170 ha | 3.4% |

※現状の「管内の農地面積は (A)」は、農地法第52条の2の農地台帳で管理している管内の農地面積5,486 haを記載。

(2) 遊休農地の発生防止と解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携し、農地の利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と農地の利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。

なお、従来から実施している、遊休農地の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動は適宜実施する。

また、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積 (A) | 集積面積 (B) | 集積率 (B/A) |
|--------------------|-------------|----------|-----------|
| 現 状 (令和5年4月) | 4,340ha | 1,590ha | 36.6% |
| 3年後の目標 (令和8年4月) | 4,163ha | 1,820ha | 43.7% |
| 目 標 (令和13年4月) | 3,883ha | 2,580ha | 66.4% |

※現状の「管内の農地面積は (A)」は、「最適化活動の目標の設定等」における耕地面積 4,340ha を記載。

※市農林水産課：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の目標に基づき、担い手への農地利用集積率はおおむね66%を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」(人・農地プラン)の作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」(人・農地プラン)の作成と見直しを関係機関と協力して行う。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の貸借期間が満了する農地等について、リスト化を行い「地域計画」(人・農地プラン)の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域は、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管

理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者数 | 新規参入者取得面積 |
|--------------------|--------|-----------|
| 現 状 (令和5年4月) | 2 経営体 | 5.7 ha |
| 3年後の目標 (令和8年4月) | 3 経営体 | 9.0 ha |
| 目 標 (令和13年4月) | 5 経営体 | 14.0 ha |

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

県、全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」(人・農地プラン)の目標を達成するための役割

かすみがうら市において作成する「地域計画」(人・農地プラン)に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、かすみがうら市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」(人・農地プラン)で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」(人・農地プラン)の定期的な見直しへの協力